

改正 (案)	現行	備考
<p style="text-align: right;">空乗第823号 平成24年3月28日 (制定) <u>国空安政第2214号</u> <u>令和7年12月24日 (最終改正)</u></p> <p style="text-align: center;">操縦士実地試験実施細則</p> <p style="text-align: center;">准定期運送用操縦士</p> <p style="text-align: center;">(飛行機)</p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全部安全政策課</p>	<p style="text-align: right;">国空乗第823号 平成24年3月28日 (制定) <u>国空航第3037号</u> <u>令和4年3月29日 (最終改正)</u></p> <p style="text-align: center;">操縦士実地試験実施細則</p> <p style="text-align: center;">准定期運送用操縦士</p> <p style="text-align: center;">(飛行機)</p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全部安全政策課</p>	

改正 (案)				現行				備考
番号	科目	実施要領	判定基準	番号	科目	実施要領	判定基準	
7-4 (続き)	計器進入方式	(非精密進入) 1. 運航者の申請に基づき首席試験官が指定する非精密進入を所定の方式により行わせる。 2. 直線進入及び周回進入を行う。 3. PF及びPM業務について判定する。	(知識) 非精密進入方式、システム及び運航方式等に関する知識を有し、その知識が運航に生かされていること。 (手順) 管制承認された方式、運航者の設定した方式及び手順に従って正しく実施できること。 (操作) 1. 所定の方式に従って円滑に飛行できること。 2. 最終進入以前の諸元は以下の範囲内であること。 高度 : ±100 ft 速度 : ±10 kt 3. 最終進入以降の諸元は以下の範囲内であること。 速度 : ±5 kt (Minimum maneuvering speedが設定されている場合は当該速度を下回らないこと。) トラッキング : CDIフルスケールの左右1/2又はRMIの±5度又は <u>クロストラックエラーはRNPの1/2</u>	7-4 (続き)	計器進入方式	(非精密進入) 1. 運航者の申請に基づき首席試験官が指定する非精密進入を所定の方式により行わせる。 2. 直線進入及び周回進入を行う。 3. PF及びPM業務について判定する。	(知識) 非精密進入方式、システム及び運航方式等に関する知識を有し、その知識が運航に生かされていること。 (手順) 管制承認された方式、運航者の設定した方式及び手順に従って正しく実施できること。 (操作) 1. 所定の方式に従って円滑に飛行できること。 2. 最終進入以前の諸元は以下の範囲内であること。 高度 : ±100 ft 速度 : ±10 kt 3. 最終進入以降の諸元は以下の範囲内であること。 速度 : ±5 kt (Minimum maneuvering speedが設定されている場合は当該速度を下回らないこと。) トラッキング : CDIフルスケールの左右1/2又はRMIの±5度又は <u>クロストラックエラーRNP±の1/2</u>	

改正 (案)				現行				備考
番号	科目	実施要領	判定基準	番号	科目	実施要領	判定基準	
7-5	進入復行方式	<p>1. 計器飛行状態で所定の方式により進入復行を行わせる。</p> <p>2. PF及びPM業務について判定する。</p>	<p>(知識) 進入復行方式及びシステム等に関する知識を有し、その知識が運航に生かされていること。</p> <p>(手順) 管制承認された方式、運航者の設定した方式及び手順に従って正しく実施できること。</p> <p>(操作) 1. 機を失せず進入復行の操作が円滑に実施できること。 2. 航法装置等の使用が適切であること。 3. 速度は±5 kt以内の変化であること。 ただし、設定した方式が上昇姿勢で指定される場合には、速度ではなく、その姿勢の維持が安定していること。 4. 特定の針路で飛行する場合は、針路は±10度以内の変化であること。 5. トラッキングを行う場合は、CDIフルスケールの左右1/2又はRMIの±5度、又はクロストラックエラーはRNPの1/2以内の変化であること。</p>	7-5	進入復行方式	<p>1. 計器飛行状態で所定の方式により進入復行を行わせる。</p> <p>2. PF及びPM業務について判定する。</p>	<p>(知識) 進入復行方式及びシステム等に関する知識を有し、その知識が運航に生かされていること。</p> <p>(手順) 管制承認された方式、運航者の設定した方式及び手順に従って正しく実施できること。</p> <p>(操作) 1. 機を失せず進入復行の操作が円滑に実施できること。 2. 航法装置等の使用が適切であること。 3. 速度は±5 kt以内の変化であること。 ただし、設定した方式が上昇姿勢で指定される場合には、速度ではなく、その姿勢の維持が安定していること。 4. 特定の針路で飛行する場合は、針路は±10度以内の変化であること。 5. トラッキングを行う場合は、CDIフルスケールの左右1/2又はRMIの±5度、又はクロストラックエラーRNP±の1/2以内の変化であること。</p>	新規

改正 (案)	現 行	備 考
<p>附 則 (平成 24 年 3 月 28 日付け国空航第 825 号)</p> <p>1. 本通達は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 27 年 11 月 28 日付け国空航第 689 号)</p> <p>1. 本通達は、平成 27 年 11 月 28 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 28 年 4 月 8 日付け国空航第 3417 号)</p> <p>1. 本通達は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。</p> <p>2. 本通達は、施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までは、従前どおりとすることができる。</p> <p>附 則 (令和 2 年 12 月 22 日 国空航第 2175 号)</p> <p>1. この改正通達は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 3 年 9 月 29 日付 国空航第 1350 号)</p> <p>1. この改正通達は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 4 年 3 月 29 日 国空航第 3037 号)</p> <p>1. この改正通達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和 7 年 12 月 24 日 国空安政第 2214 号)</u></p> <p>1. <u>この改正通達は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。</u></p> <p>2. <u>この改正通達は、令和 8 年 3 月 31 日までは、従前どおりとすることができる。</u></p>	<p>附 則 (平成 24 年 3 月 28 日付け国空航第 825 号)</p> <p>1. 本通達は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 27 年 11 月 28 日付け国空航第 689 号)</p> <p>1. 本通達は、平成 27 年 11 月 28 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 28 年 4 月 8 日付け国空航第 3417 号)</p> <p>1. 本通達は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。</p> <p>2. 本通達は、施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までは、従前どおりとすることができる。</p> <p>附 則 (令和 2 年 12 月 22 日 国空航第 2175 号)</p> <p>1. この改正通達は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 3 年 9 月 29 日付 国空航第 1350 号)</p> <p>1. この改正通達は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 4 年 3 月 29 日 国空航第 3037 号)</p> <p>1. この改正通達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	